

公取近畿だより

令和6年1月号(第151号)



トピックス

- 1 株式会社伊藤軒に対する勧告
- 2 泉水委員との懇談会等
- 3 神戸市における「一日公正取引委員会」の開催
- 4 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の公表
- 5 有識者との懇談会
- 6 独占禁止法教室
- 7 原近畿中国四国事務所長からの挨拶



1 株式会社伊藤軒に対する勧告



(近畿中国四国事務所での報道発表の様子)

公正取引委員会は、菓子の製造販売を行う株式会社伊藤軒（京都市伏見区）が、下請事業者に対し、下請代金の減額及び返品（総額約903万円）を行っていたとして、令和5年12月22日、同社に対して下請法の規定に基づき勧告を行いました（別紙1）。

（担当：近畿中国四国事務所下請課）

違反行為	違反金額	下請事業者数
減額	837万 460円	66名
返品	66万1650円	50名

※同社は、勧告前に減額及び返品した金額を支払済み。

伊藤軒は、元治元年（1864年）創業の老舗のお菓子屋さんで、雑誌やテレビでも取り上げられているよ
ちなみに、お菓子の取引に関して、下請法の勧告を行ったのは、約11年振りだ



詳細は、下記URLから御参照ください。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/dec/231222_kinki_shitauke.html

2 泉水委員との懇談会等

① 植垣米菓株式会社との懇談



(植垣米菓株式会社での工場見学の様子)

令和5年12月5日、公正取引委員会の泉水委員が、「鶯ボール」で有名な植垣米菓株式会社（於：兵庫県加古川市）を訪れ、工場を見学させていただき、同社代表取締役等との間で、価格転嫁等経営環境や業界を取り巻く経済、社会状況等について、意見交換を実施しました。

② 兵庫地区における有識者との懇談会



(兵庫地区における有識者との懇談会の様子)

令和5年12月6日、公正取引委員会の泉水委員が、兵庫県に所在する経済団体及び報道機関の代表者との間で、価格転嫁やデジタル分野における取組などについて、意見交換を実施しました。

兵庫地区における有識者との懇談会は、神戸新聞社から取材を受け、同月7日に新聞報道されました。

3 神戸市における「一日公正取引委員会」の開催



(泉水委員講演会の様子)



(景品表示法説明会の様子)

公正取引委員会は、地方事務所等所在地以外の都市において、独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、「一日公正取引委員会」を開催しています。

近畿中国四国事務所では、令和5年12月6日、神戸市において、「一日公正取引委員会」を開催し、公正取引委員会の泉水委員が「成長と分配の好循環の実現と公正取引委員会の役割」をテーマに講演を行ったほか、景品表示法説明会や、学生を対象とした公正取引委員会職員とのフリートーク等を開催しました。

4 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の公表

令和5年の春季労使交渉の賃上げ率は約30年ぶりの高い伸びとなったものの、令和4年4月以降、現時点に至るまで、急激な物価上昇に対して賃金の上昇が追いついていません。この急激な物価上昇を乗り越え、持続的な構造的賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要です。

その取引環境の整備の一環として、今般、内閣官房及び公正取引委員会の連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を別紙2のとおり策定し、令和5年11月29日に公表しました。

詳細は、下記URLから御参照ください。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/nov/231129_roumuhtenka.html

5 有識者との懇談会

公正取引委員会は、全国各地において有識者との懇談会を開催し、当委員会の活動状況等を説明するとともに、各地の有識者と直接意見交換することにより、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用に役立てているところです。

令和5年11月15日、原近畿中国四国事務所長が、「公正取引委員会の最近の活動状況」をテーマに、一般社団法人電子情報技術産業協会新分野・異業種研究専門委員会の委員の方々と意見交換を行いました。

6 独占禁止法教室

公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解してもらうために、中学生、高校生及び大学生をそれぞれ対象として、職員を講師として派遣し、「独占禁止法教室」を開催しています。

① 大学生向け独占禁止法教室

近畿中国四国事務所では、令和5年11月から12月までの間、下記の学校に、原近畿中国四国事務所長らを派遣し、競争法の目的や学生が将来、経済活動に参加する際に直面する独占禁止法とのかかわりについて講義する大学生向け独占禁止法教室を開催しました。



(和歌山大学での独占禁止法教室の様子)

(R5. 11. 9) 立命館大学法科大学院

(R5. 11. 10) 和歌山大学

(R5. 11. 17) 関西学院大学

(R5. 11. 20) 摂南大学

(R5. 12. 11) 関西大学

② 中学・高校生向け独占禁止法教室

近畿中国事務所では、令和5年11月から12月までの間、下記の学校に、近畿中国四国事務所の職員を派遣し、シミュレーションゲーム等を交えて、市場経済の競争の仕組みや、独占禁止法について説明する中学・高校生向け独占禁止法教室を開催しました。



(育英西高等学校での独占禁止法教室の様子)

(R5. 11. 14) 灘高等学校

(R5. 11. 16) 常翔啓光学園中学校

(R5. 11. 30) 育英西高等学校

7 原近畿中国四国事務所長からの挨拶

公正取引委員会近畿中国四国事務所の原でございます。令和4年7月に着任し、所長業務を務めてまいりましたが、令和6年1月12日付けで本局へ転勤するよう辞令を受けました。異動先は審査局の審査管理官という職になります。

公正取引委員会では、従来から、法執行（エンフォースメント）と競争環境の整備に向けた施策（競争唱道・アドボカシー）を車の両輪とし、この2つを相互作用させてより効果的に実施しようと取り組んできております。これは近畿中国四国事務所

においても同様でありまして、積極的な事件処理を行うと共に、西日本の要となりますこの大きな関西経済圏の関係者の皆様に少しでも独占禁止法・下請法等の法制度や当事務所の活動を知っていただき、さらにより適切な政策実施に向けた御意見を頂戴するよう広報・広聴活動に力を入れてまいりました。

様々な取組を進める中でも、私の在任期間中に特に大きな割合を占めましたのが、価格転嫁の円滑化に関する各種施策の推進です。原材料費、エネルギーコスト、そして最近では特に労務費の上昇分の取引価格への転嫁を阻害する行為に対し、独占禁止法における優越的地位の濫用規制や下請法における買ったたきの禁止規定などを用いて対処すべく、法適用する際の考え方を明らかにし阻害行為に関する情報収集に努める。また関係省庁や業界団体の協力も得て自主的改善も促しつつ、当委員会において積極的な調査・指導を行う。これら価格転嫁の円滑化に向けた一連の取組は、従来にない踏み込んだ施策と表現されることがありました。この取組に



ハムのすけ（近畿中国四国事務所公式キャラクター）

対し御理解、御協力をいただけるように、私も管内の各地、各所にて取組内容の説明を数多く実施させていただきましたが、説明を受けられた方の中にも、もしかしたら、従来の公正取引委員会の活動内容と比較して違和感を覚えた方もいらっしゃるかもしれません。

コストが変われば価格も変わる、需給が動けば価格も動く、そのような状態は、本来価格メカニズムが健全に機能している状態ですので、競争政策が効果を発揮する前提として当然に必要なものです。今回は、ある意味で価格の調整機能を再活性化させるような取組として、我々公正取引委員会にとっても力を入れて臨むべき課題であったと言えるかもしれません。

近畿中国四国事務所におきましても、引き続き労務費の転嫁を含む、価格転嫁円滑化に向けた施策を推進してまいります。また当委員会の本分であります法執行も着実に進めてまいりたいと思いますので、私の離任後も、近畿中国四国事務所の活動に関心をお持ちいただき、合わせて御理解、御協力を頂戴できますようよろしくお願い申し上げます、離任の挨拶とさせていただきます。

短い期間ではありましたが、地域の関係者の皆様には大変にお世話になりました。関西経済圏の益々の活性化、御発展をお祈りいたします。

令和6年1月11日 近畿中国四国事務所長 原 一弘

【問い合わせ先】

公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 総務課

TEL 06-6941-2173 FAX 06-6943-7214

kinki_kouhou2173@jftc.go.jp

近畿中国四国事務所の動き（令和5年）

【報道発表資料】

番号	報道発表日	報道発表資料名
1	令和5年1月5日	奈良県北葛城郡河合町における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について
2	令和5年1月26日	和歌山市における「高校生向け独占禁止法教室」の開催について
3	令和5年3月8日	廣川株式会社に対する勧告について
4	令和5年4月18日	兵庫県における有識者との懇談会の開催について
5	令和5年5月30日	帝塚山大学における「独占禁止法教室」の開催について
6	令和5年6月19日	甲南大学における「独占禁止法教室」の開催について
7	令和5年6月22日	令和4年度における近畿地区の景品表示法の運用状況等
8	令和5年6月22日	令和4年度における近畿地区の下請法の運用状況等について
9	令和5年6月22日	令和4年度における近畿地区の独占禁止法の運用状況等について
10	令和5年7月12日	同志社大学における「独占禁止法教室」の開催について
11	令和5年7月14日	立命館大学における「独占禁止法教室」の開催について
12	令和5年8月24日	大阪府東大阪市における「高校生向け独占禁止法教室」の開催について
13	令和5年9月21日	奈良県における有識者との懇談会の開催について
14	令和5年9月25日	神戸市外国語大学における「独占禁止法教室」の開催について
15	令和5年9月28日	高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について
16	令和5年10月10日	奈良県における有識者との懇談会の開催について
17	令和5年10月20日	神戸市における「高校生向け独占禁止法教室」の開催について
18	令和5年10月24日	滋賀大学における「独占禁止法教室」の開催について

番号	報道発表日	報道発表資料名
19	令和5年11月2日	立命館大学法科大学院における「独占禁止法教室」の開催について
20	令和5年11月2日	和歌山大学における「独占禁止法教室」の開催について
21	令和5年11月7日	神戸市における「高校生向け独占禁止法教室」の開催について
22	令和5年11月9日	大阪府枚方市における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について
23	令和5年11月10日	関西学院大学における「独占禁止法教室」の開催について
24	令和5年11月13日	摂南大学における「独占禁止法教室」の開催について
25	令和5年11月14日	神戸市における「一日公正取引委員会」の開催について
26	令和5年11月24日	奈良市における「高校生向け独占禁止法教室」の開催について
27	令和5年12月4日	関西大学における「独占禁止法教室」の開催について
28	令和5年12月22日	株式会社伊藤軒に対する勧告について

(注) 黄色マーカーは、「公取近畿だより（第151号）」に掲載の案件

詳細は、下記URLから御参照ください。

https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/houdou/2023/index.html

近畿中国四国事務所からのお知らせ

1 地方有識者との懇談会の開催について

公正取引委員会では、各地域の経済界の有識者と直接意見を交換し、競争政策に対する理解を得るとともに、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用にいかしていくことを目的として、管内の各商工会議所・商工会等の経済団体との懇談会を開催しております。当該懇談会の開催についてお気軽にお問い合わせください。



【お問い合わせ先】

総務課

電話：06-6941-2173

メール：kinki_kouhou2173@jftc.go.jp

2 経営指導員研修の開催について

公正取引委員会は、従来から、全国の商工会議所及び商工会の皆様の御協力の下、独占禁止法相談ネットワークの整備・活用に取り組んでおり、そのための施策として、経営指導員の方々の独占禁止法や下請法に関する理解を深めていただくため、経営指導員研修会への講師派遣、相談事例集やパンフレット等の参考資料の配布等を鋭意行っているところです。

つきましては、経営指導員研修会に独占禁止法や下請法の内容を積極的に取り入れていただきますよう御協力方よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

経済取引指導官

電話：06-6941-2174

3 独占禁止法教室の開催について

公正取引委員会では、当事務所の職員を学校の授業に講師として派遣し、市場経済の仕組みや公正かつ自由な競争の重要性等について、分かりやすく説明する「独占禁止法教室」を開催しています。お気軽にお問い合わせください。オンライン授業にも対応します。

※ 授業構成は、学校様の御要望をお伺いした上、決定いたします。

※ 独占禁止法教室は、学校様の都合に沿うよう、時期、内容及び方法等について調整・検討しますので、お気軽にご連絡ください。また、講師謝金・交通費等の経費は、一切必要ありません。

※ 教育支援のページはこちら→https://www.jftc.go.jp/houdou/kohokatsudo_2/dokkin/index.html

【お問い合わせ先】

総務課

電話：06-6941-2173

メール：kinki_kouhou2173@jftc.go.jp

4 官製談合防止法に係る研修会の開催について

発注担当者等による官製談合防止法（入札談合関与行為等防止法）の違反例が後を絶たないところ、公正取引委員会は、同法に関する理解を深めていただくため、官公庁、独立行政法人等向けに、研修会への講師派遣等を行っております。

研修会等の開催を検討されている官公庁等様におかれましては、お気軽に御連絡ください（**オンライン開催もご相談ください**）。よろしければ、貴組織内の職員向け研修の企画部門や、御関連がある地方公共団体、傘下の出資法人等にも御案内いただければ幸いです。

【お問い合わせ先】

経済取引指導官

電話：06-6941-2174

5 移動相談会の開催について

公正取引委員会では、中小事業者のための移動相談会を開催しております。

この移動相談会は、下請事業者を始めとする中小事業者の方からの要望に応じ、当該中小事業者の方が所在する地域に当委員会の職員が出張し、独占禁止法の優越的地位の濫用規制や下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに、個別に相談受付も行うものです。

この移動相談会は、原則3社以上の中小事業者の方からの申込みにより、当委員会の職員が御相談を承りに伺いますので、ぜひ御活用ください。**オンライン開催もご相談ください。**

【お問い合わせ先】

- 優越的地位の濫用規制・下請法関係
下請課
電話：06-6941-2176

6 講習会への講師派遣について

公正取引委員会では、独占禁止法等の違反の未然防止を図るため、各種業界団体等から要請を受けて講習会等へ講師を派遣しております。

講習会等の開催を検討されている業界団体等におかれましては、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

- 独占禁止法関係 経済取引指導官
電話：06-6941-2174
- 下請法関係 下請課
電話：06-6941-2176

7 消費者セミナーの開催について

公正取引委員会では、消費者を対象として、事業者が競争を行うことによる消費者のメリットや独占禁止法の内容等について分かりやすく説明する、「消費者セミナー」を随時開催しております。

また、御希望により、過大な景品類の提供や不当な表示を規制する景品表示法につきましても、御説明させていただきます。

御興味のある方は、お気軽にお問い合わせください。**オンライン開催もご相談ください。**

【お問い合わせ先】

- 取引課
電話：06-6941-2175

公正取引委員会の窓口

公正取引委員会は、独占禁止法、下請法を運用しています。独占禁止法は、事業者による公正で自由な競争を通じて経済が発展し、消費者利益が確保されるよう、カルテルや談合などを禁止し、自由経済社会における公正で自由な競争環境を整備するための基本ルールを定めた法律です。

また、下請法は下請取引の公正化を図り、下請事業者の利益を保護するため、独占禁止法の特別法として制定されたものです。

公正取引委員会では、これらの法律に関する御相談を随時受け付けております。また、地方事務所では、不当な表示等を禁止する「景品表示法」（消費者庁が所管）についても御相談等を受け付けております。是非、お気軽に御相談ください。

近畿地区（福井県を含む）における相談や申告等の窓口は、次のとおりです。

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所

（所在地）〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

（電話）06-6941-2173（総務課）

06-6941-2174（経済取引指導官）

06-6941-2175（取引課）

06-6941-2176（下請課）

06-6941-2193（第一審査課）



コウトリ星から地球の調査に来た宇宙人「どっきん」

0120-060-110（不当なしわ寄せに関する下請相談窓口）

公正取引委員会の本局又は地方事務所等につながります。

① 公正取引委員会又は独占禁止法についての一般的な相談	総務課
② 流通・取引慣行、特許・ノウハウライセンス、共同研究開発等についての相談	経済取引指導官
③ 会社の株式所有・合併・分割・営業譲受の届出	経済取引指導官
④ 中小企業等協同組合法の届出	経済取引指導官
⑤ 事業者団体の活動についての相談	経済取引指導官
⑥ 優越的地位の濫用についての相談	取引課
⑦ 下請法についての相談	下請課
⑧ 下請法違反被疑事実についての申告	下請課
⑨ 独占禁止法違反被疑事実についての申告	第一審査課
⑩ 景品表示法についての相談	取引課
⑪ 景品表示法違反についての情報提供	取引課
⑫ 申告の処理に係る申出	総務課

各企業・団体等で実務を御担当される方々にも広く近畿中国四国事務所の活動を知っていただくため、「公取近畿だより」のメールでの配信も行っています。貴下の御担当者の方々に御案内いただくとともに、メールでの配信を御希望の方は、以下のお問い合わせ先まで御連絡ください。

【お問い合わせ先】総務課

●電話 06-6941-2173

●メール: kinki_kouhou2173@jftc.go.jp